

<後期高齢者医療制度にご加入の方へ>

後期高齢者医療被保険者証の更新についてのお知らせ

! 10月1日(土)から
一定以上所得のある方の
医療費の窓口負担割合が
変わります

10月1日(土)から、医療費の増大や現役世代の保険料負担抑制のため、一般所得のうち一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き、医療費の負担割合が2割になります。



詳しくは市ホームページへ▲

医療費の窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ
厚生労働省コールセンター
☎0120-002-719

左記の変更に伴い、令和4年度は全ての被保険者の方へ被保険者証を2回郵送します

- ◆1回目の被保険者証は7月11日に郵送済みです(有効期限9月30日(金)まで)。
- ◆10月1日(土)以降にご使用いただく被保険者証については、次のとおり郵送します。

10月1日(土)以降にご使用いただく後期高齢者医療制度の被保険者証			
配達期間	9月7日(水)～20日(火)	配達方法	簡易書留
不在時の受取方法	◆9月21日(水)～27日(火)の期間…牛久郵便局窓口で受け取り ※窓口の開設時間等、詳しくは不在時に投函される「書留等ご不在連絡票」をご覧ください。 ※配達員の訪問があっても「書留等ご不在連絡票」が投函されない場合があります。その場合は後日、改めて訪問しますのでお待ちください。		
	◆9月28日(水)以降…医療年金課で受け取り 【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く) ※被保険者証の受け取りの際には、本人確認できる証明資料(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)と印鑑が必要です。 ※代理の方が受け取る場合には委任状(任意様式)が必要です。		
問い合わせ	医療年金課 ☎内線1721、1722		

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した場合などには、後期高齢者医療保険料が減免となる場合がございます。

減免の対象 次の**1**か**2**のいずれかに該当する方

- 1** 新型コロナウイルスの影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- 2** 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計維持者の主たる事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する場合
 - ①** 世帯の主たる生計維持者の事業収入等の収入の種類ごとに見た令和4年中の収入のいずれかの減少額(※保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除いた額)が、令和3年中の事業収入等の額の10分の3以上の見込みであること
 - ②** 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - ③** 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険料

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されているもの。

申請方法

申請理由により、ご提出いただく書類は異なりますので、詳しくは茨城県後期高齢者医療広域連合または市医療年金課にお問い合わせください。



詳しくは市ホームページへ▲

【問い合わせ】医療年金課 ☎内線1721、1722 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213